

# 令和7年度景品表示法務検定実施要領

## 1. 景品表示法務検定の概要

### (1) 実施の背景・目的

- ・ 「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）は、消費者保護の観点から、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することなどにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ることを目的とする法律です。
- ・ そして、景品表示法第22条第1項は、景品表示法に違反する虚偽・誇大広告等の不当表示及び過大な景品類の提供（以下「不当表示等」という。）を未然に防止するために必要な体制の整備その他必要な措置を講じることを、全ての事業者に対して求めています。
- ・ また、景品表示法第22条第2項に基づき定められた「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（最終改正令和6年4月18日内閣府告示第92号）は、事業者に対して、景品類の提供若しくは自己の供給する商品又は役務についての一般消費者向けの表示（以下「表示等」という。）に関する事項を適正に管理するための担当者又は担当部門（以下「景品表示管理担当者」という。）を定めることを求めるとともに、当該担当者は、自社の表示等に関して監視・監督権限を有していることや景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていることなどを求めています。
- ・ 景品表示法務検定は、景品表示法を所管する消費者庁の後援の下に、景品表示管理担当者に求められる景品表示法の実務に関する知識を身につけた人材を育成・増強するものです。事業者は、その合格者（以下「景品表示法務資格者」という。）を自社の景品表示管理担当者に充てるほか、自社が景品表示法に違反することがないように社内の営業活動、宣伝広告活動等について必要不可欠な監視をさせ、その旨を広くアピールすることにより消費者の信頼を高め、適正な販売促進活動に役立たせることができます。景品表示法務検定は、これらを通じて、景品表示法の求める一般消費者の自主的で合理的な選択に資することを目的とするものです。

### (2) 景品表示法務資格者のメリット

#### ア 景品表示法務検定の権威

- ・ 景品表示法務検定は、①主催者である一般社団法人全国公正取引協議会連合会は、景品表示法違反行為の未然防止を目的とした公正競争規約の運用機関を統括しており、また、毎年、多くの受講者を対象に景品表示法セミナーを開催するなど景品表示法のコンプライアンスの推進に取り組んでいる団体であること、②景品表示法を所管する消費者庁の全面的な後援を受けて実

施するものであることから、信用性が高く権威のある検定であるといえます。

イ 景品表示法務検定合格者の資質とキャリアアップ

- ・ 景品表示法務検定に合格していることは、景品表示法に関する一定の知識を備えていることの証明になるため、景品表示管理担当者として十分な資質を有する者として扱われると考えられます。
- ・ 景品表示法務資格者は様々な経済活動において益々重要性が高まっている景品表示法を遵守した適正な表示等の確保に係る業務において活躍の機会が増えるなどキャリアアップに資することが考えられ、また、就職や転職の際に、景品表示法に関する一定の知識を有していることを客観的にアピールすることにも役立つと考えられます。

ウ 景品表示法務資格者を採用する事業者の信頼等の向上

- ・ 景品表示法務資格者を採用・配置し、適切な体制を整備している事業者においては、景品表示法第 22 条を遵守し、消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に向けた積極的な取組をしている事業者であるとして、消費者から多大な信頼を獲得することができ、また、取引先事業者、市場、関係行政機関など社会経済からの評価・信頼の向上にも資すると考えられます。

エ オンラインマーケットプレイスにおける景品表示法務資格者の必要性

- ・ 近年、オンラインマーケットプレイスを通じた取引規模が大きく成長し、多くの消費者が利用していますが、出店者が多数存在することもあり、しばしばマーケットプレイスのどこかで景品表示法に違反するおそれのある行為が見られ、そのことが当該マーケットプレイス全体に対して消費者に不信感を抱かせることになりかねません。したがって、出店者が景品表示法務資格者を社内に配置し、常に自社の広告宣伝物をチェックする体制を構築することが重要となります。また、オンラインマーケットプレイスを運営するデジタル・プラットフォーム企業においては、自らが景品表示法に違反することのないように景品表示法務資格者に社内の監視をさせるだけでなく、当該資格者をして出店者に対し景品表示法に関する知識の習得等を促し景品表示法第 22 条が事業者を求める措置を実施するよう指導させ、その他景品表示法一般についての相談指導にのることにより出店者による景品表示法違反の未然防止に取り組むこと、この観点から、出店者に対し、積極的に景品表示法務検定の受験を奨励することが肝要です。このように景品表示法務資格者を活用することによって、オンラインマーケットプレイス全体において景品表示法違反の生じる可能性を除去することが可能となり、その結果消費者からの信頼獲得及び健全な取引環境の維持向上が期待されます。
- ・ また、前記指針は、表示等の作成を他の事業者に委ねる場合、当該他の事業者に対しても、その業務に応じた周知・啓発を行うことを求めています。特に、アフィリエイトプログラム（注 1）を利用した広告を行い、自社の表示の作成をアフィリエイター等に委ねる場合、自ら又は A S P（注 2）等を

通じて、アフィリエイト等に対しても景品表示法の考え方の周知・啓発を行うことが当該指針の別添に明記されています。景品表示法務検定は、自社内のみならずアフィリエイト等の他の事業者に対する当該周知・啓発の効果を客観的に把握することにも資すると考えられ、ひいては景品表示法第22条第1項が全ての事業者に対し求める義務（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）を履践していることを、ステークホルダー等に対して合理的根拠に基づき証明するための有効な手段としても期待されます。

（注1）「アフィリエイトプログラム」とは、インターネットを用いた広告手法の一つです（以下広告される商品又は役務を供給する事業者を「広告主」と、広告を掲載するウェブサイトを「アフィリエイトサイト」と、アフィリエイトサイトを運営する者を「アフィリエイト」といいます。）。アフィリエイトプログラムのビジネスモデルは、比較サイト、ポイントサイト、ブログその他のウェブサイトの運営者等が当該サイト等に当該運営者等以外の者が供給する商品又は役務のバナー広告、商品画像リンク及びテキストリンク等を掲載し、当該サイト等を閲覧した者がバナー広告、商品画像リンク及びテキストリンク等をクリックしたり、バナー広告、商品画像リンク及びテキストリンク等を通じて広告主のサイトにアクセスして広告主の商品又は役務を購入したり、購入の申込みを行ったりした場合等、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイトに対して、広告主から成功報酬が支払われるものであるとされています。

（注2）ASP（アフィリエイトサービスプロバイダー）とは、法人又は個人のアフィリエイトを幅広く募り、アフィリエイトネットワークを構築し、広告主とのマッチングをさせる機能を持つアフィリエイトプログラムを提供する事業者です。

#### オ 公正取引協議会の会員事業者のより一層の信頼獲得

- ・ 前記指針においては、公正取引協議会の会員であって、同規約を遵守するために必要な措置を講じている場合は、特段の措置を採ることは求められておりませんが、そのような会員事業者にあっても、規約の遵守体制に併せて、景品表示法の全般的な知識を有する景品表示法務資格者を社内に配置することにより、景品表示法違反行為の未然防止に万全を期すことができ、消費者からのより一層の信頼獲得が期待されます。

## 2. 試験方法

### （1）実施方式

- ・ 実施方式： CBT 方式
  - ※ CBT(Computer Based Testing)方式は、専用の試験会場に設置された専用のコンピュータを用いて受験する方式です。受験者はコンピュータに表示された試験問題に対して、マウスやキーボードを用いて解答します。
- ・ 出題形式： 4 者択一方式（50 問）
- ・ 配 点： 100 点満点

- ・ 試験時間： 90 分

※ 試験開始前に操作方法等の案内があります。試験開始時刻の 30 分前から 5 分前までに、指定の本人確認書類及びその他の必要書類を持参のうえ、所定の試験会場に御来場ください。

■ [本人確認書類](#)

(2) 受験者の資格

どなたでも受験できます。

(3) 合格基準

70 点以上を合格とします。また、合格者を得点区分に応じ、以下の等級とします。

|           |   |            |
|-----------|---|------------|
| アドバンスクラス  | ： | 90 点～100 点 |
| スタンダードクラス | ： | 80 点～88 点  |
| ベーシッククラス  | ： | 70 点～78 点  |

(4) 実施時期及び試験会場

全国の指定施設において、令和 7 年 10 月 1 日(水)～令和 7 年 11 月 30 日(日)に実施します。詳しくは、以下の URL を参照ください。なお、会場リスト記載の会場であっても、日時や曜日によって開催のない会場がございます。

■ 会場リスト

<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>

(5) 持込み品

- ・ 携帯電話、筆記用具、計算機、参考書及び六法等を含め、試験会場の自席（パソコンブース）への私物の持込みは一切認められていません。
- ・ 私物は、試験会場に設置されている鍵付きのロッカー等に保管してください。
- ・ メモ用紙・筆記用具は試験会場で貸し出されます。

### 3. 受験料

1 人 8,800 円（税込）

### 4. 合格発表

試験結果は、試験終了後にお渡しするスコアシートによりご確認できます。また、翌日以降、マイページからご確認いただくこともできます。

※ 試験結果についての照会には一切応じませんので、あらかじめ御了承ください。  
(試験問題、正答、採点方法等についての御質問にも一切回答できません。受験者本人からの求めであっても試験問題・答案の返却には一切応じられません。)

## 5. 合格証の交付

合格者には得点に応じ、ベーシック、スタンダード、アドバンスの別が記載された合格証（プラスチックのカード版）を交付します。

合格証の発行方法の詳細については、以下の URL より、「結果発表」の項目を参照ください。

<https://cbt-s.com/examinee/examination/jfftc.html>

## 6. 合格証の更新

合格証の有効期間は、合格日から3年間です。更新を希望する方は、更新のための研修を受講し修了していただく必要があります。なお、ベーシッククラスの方がスタンダードクラスやアドバンスクラスを、また、スタンダードクラスの方がアドバンスクラスを目指して受験することも可能です。

## 7. 出題範囲

景品表示法全般。

消費者庁ウェブサイトに掲載された景品表示法に関する各種の公表資料や景品表示法の概要等を解説した参考書に習熟するとともに、一般社団法人全国公正取引協議会連合会が実施する景品表示法に関するセミナー、研修会、同連合会のウェブサイトに掲載された各種の情報等も活用しつつ、学習を進めることにより、景品表示法務検定の合格に必要な知識・能力を身につけられると考えられます。

(消費者庁ウェブサイトのアドレス)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

(一般社団法人全国公正取引協議会連合会ウェブサイトのアドレス)

<https://www.jfftc.org/>

(参考書の例)

「景品表示法」(商事法務)

「景品表示法の法律相談」(青林書院)

「広告宣伝・景品表示に関する法律と実務」(日本加除出版)

「逐条解説・令和5年改正景品表示法」(商事法務)

この他、学習するに当たっては「景品表示法関係法令集(令和7年版)」(一般社団法人全国公正取引協議会連合会刊)を適宜参照されることをお勧めします。同法令集には景品表示法、同施行令等の法令のほか、消費者庁等が発出しているガイドラインなどを収録しています。(※令和7年版は、令和7年4月中に刊行予

定です。)

## 8. 出願方法

出願手続は、全てインターネットから行うこととなります。

下記(1)～(7)の内容を御確認いただき、「受験のお申込はこちらへ」をクリックして個人出願申込画面に進んでください。

なお、特定の団体に属する受験者の数が10人以上の場合、当該団体で一括してバウチャー(受験チケット)をご購入いただくことが可能です(「バウチャーの購入について」からバウチャーをご購入ください。)

※ バウチャーご購入の場合でも、受験のお申込みは個人で行っていただく必要があります。

### (1) 試験会場・日時

試験実施日時は会場によって異なりますので、「試験実施会場情報一覧」から御希望の会場の受験可能な日時を御確認ください。

### (2) 出願期間

令和7年9月1日(月)12時から令和7年11月22日(土)23時59分までにお申し込みください。各会場の席数には限りがありますので、満席になり次第、申込みを締切ります。

※ バウチャーご購入のお申込期間は令和7年9月1日(月)12時から令和7年10月31日(金)23時59分までとなります。

### (3) 受験料のお支払

クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、Pay-easy(ペイジー)決済(銀行ATM・ネットバンキング)又はバウチャー決済の中からお選びください。

### (4) メールアドレスの準備

受験に関する御連絡をメールでお送りしますので、メールアドレスを御準備ください。なお、迷惑メールのブロック機能やセキュリティ対策等で受信できないことがないように、@\*\*\*.or.jp、@\*\*\*.co.jp及び@cbt-s.comのドメインを受信できるよう設定をお願いいたします。

### (5) 申込時におけるパソコン・スマートフォンの推奨環境

詳しくは以下のURLを御覧ください。

[https://cbt-s.com/page/terms\\_of\\_use.html](https://cbt-s.com/page/terms_of_use.html)

※ スマートフォンでの手続は環境によりスムーズに進まない場合がありますので御注意ください。

## (6) 申込手順

### ① 受験者登録（既に登録済みの方は Step②へお進み下さい）

初めて受験される方は、ログイン ID とパスワードの取得が必要です。

「新規登録」ボタンよりマイページを作成します。

- ※ スマートフォンからの申込が可能です。（ガラパゴスケータイ不可）  
電波の状況により繋がり難い場合がございますので、予めご了承ください。

なお、支払い方法を【コンビニ/Pay-easy 決済】にてご利用いただく場合、お支払いに必要な情報を参照するための URL を、予約後の自動メールにてお送りいたします。スマートフォンからのアクセスの場合、機種によっては該当 URL が正常に御覧いただけない場合がございます。その場合は、別の端末から該当 URL をご参照ください。

### ② 受験予約（受験予約の前に CBT-Solutions の受験規約を必ずご確認ください） ログイン後、「CBT 申込」より、下記項目について順に選択して下さい。

#### 1 ■ 試験の選択

- ① ご希望の試験を選択
- ② 申込条件の確認および入力
- ③ 試験の日付・会場・時間を選択

#### 2 ■ 支払方法の選択

以下の支払い方法が選択できます。

- ・ クレジットカード決済
- ・ コンビニエンスストア決済
- ・ Pay-easy（ペイジー）決済（銀行 ATM・ネットバンキング）
- ・ バウチャー決済

### ③ 受験予約の完了

受験料のお支払い方法が確定すると、受験予約は完了となります。ご登録の E メールアドレスに予約完了のお知らせをお送りしますので、お申込内容、お支払手続き及び試験会場地図を必ずご確認ください。

予約した試験の確認、受験日時の変更をする場合は受験予約画面から行えます。

- ※ 試験日当日は、指定の本人確認書類が必要です。

## (7) お申込完了後のキャンセル等について

- ・ 受験日時・場所の変更、キャンセルは、マイページより受験日の 3 日前まで可能です（例：受験日が 20 日の場合は、17 日まで変更・キャンセルができます）

す)。

- ・ クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、Pay-easy(ペイジー) 決済(銀行ATM・ネットバンキング)の場合、受験日の3日前までのキャンセルについては、所定のキャンセル料(1,100円 税込)を差し引いた額を返金いたします。受験日の2日前からは、返金はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ バウチャー決済の場合、お申込み後の人数の変更及び返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 再受験規約

8(2)の出願期間内に、何度でも再出願が可能です。ただし、出願の都度、受験料のお支払いが必要です。また、再出願の際、予約可能な試験日は、出願日から3日目以降となります。

## 10. 注意事項

以下の事実が認められる場合には、合格を取り消します。

- ① 試験の実施中に不正を犯したとき
- ② 試験問題等秘密事項について試験関係者に情報の提供を求め又はこれを受けたとき
- ③ 受験申込の際に申告した住所、氏名等が事実と異なるとき
- ④ 本人確認書類が偽造、変造等されたものであるとき
- ⑤ その他受験に関して不正行為があったとき又は不正の手段により景品表示法務検定の合格証の交付を受けたとき
- ⑥ 景品表示法等に係る不正行為を助長する、又は規制を不当に免れる方法について相談に応じるなど、景品表示法務検定資格者の信用又は品位を害するような行為をしたとき
- ⑦ 試験問題その他試験に関して知り得た情報について、他者に開示・漏洩(ソーシャル・ネットワーキング・サービス等への投稿・掲載を含む。)をしたとき
- ⑧ その他主催者が不適当と認めるとき

※ 合格を取り消された者は、合格証を直ちに返納しなければならず、取消後2年間は景品表示法務検定を受験することができません。

## 11. お問い合わせ先

受験サポートセンター (株)シー・ビー・ティ・ソリューションズにお問合わせください。

- ・ お問い合わせフォームは[こちら](#)
- ・ TEL : 03-5209-0553 (受付時間 8:30 - 17:30 ※年末年始を除く)

※ お電話は応対品質向上等のため、録音させていただいております。

以上